

南阿蘇村 復興むらづくり だより



復興推進課

TEL (67) 1113

「立野地域の長期避難世帯解除」について （立野地域住民の皆さま向け）

村は9月30日(土)に行われた立野地域住民説明会において、10月末を目途に長期避難世帯を解除することを発表しました。

郵送でお知らせしていますが、長期避難世帯の解除前後で各支援制度の内容が次のようになりますので、ご確認ください。
(カッコ内は、担当課)



立野地域住民説明会の様子

① 応急仮設住宅・みなし仮設住宅（建設課）

現在の契約期間中は、引き続き入居可能です。

② 罹災判定の再評価（総務課）

解除後は再調査が可能です。希望する場合は、総務課へ申請してください。

③ 被災者生活再建支援金（住民福祉課）

長期避難世帯の基礎支援金および加算支援金の申請期限は、長期避難解除の前日までです。

④ 住宅の応急修理（建設課）

罹災判定で半壊以上であれば利用可能です。

⑤ 家屋の解体・撤去（環境対策課）

罹災判定で半壊以上の住家について、おおむね年内の申請受付を予定しています。

⑥ 義援金（会計課）災害見舞金（住民福祉課）

長期避難世帯による支給額の変更などはありませんが、解除後の罹災判定の結果によって支給対象になる、または、支給額が増額になる場合があります。

⑦ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険など（健康推進課）

窓口負担や介護保険の利用料免除は9月30日(土)で終了しています。

「第2回住まい再建個別相談会」を開催 します

熊本地震により被災された皆さまを対象として、「第2回住まい再建個別相談会」を開催します。

今回の相談会では、新しい支援制度の説明や、住まい再建に向けたご相談を受け付けます。さらに弁護士などの専門家にもご協力いただくことになっており、より具体的な相談が可能ですので、ぜひご参加ください。

なお、対象者の皆さまには郵送で案内していますが、今回は事前予約制となっています。郵送が届いていない皆さまの参加も可能となっていますので、詳細な日程や相談会場などについては、村ホームページをご覧ください。復興推進課総合調整係までお問い合わせください。



第1回住まい再建相談会の様子